

花巻空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 7 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第64号

花巻空港管理条例の一部を改正する条例

花巻空港管理条例（昭和38年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(重量制限)</p> <p>第4条 前条の規定により空港施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、<u>航空機の離陸重量又は着陸重量の換算単車輪荷重が33トンを超えることとなる場合は、空港施設を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定による換算単車輪荷重は、当該航空機の離陸重量又は着陸重量にそれぞれ次の各号に掲げる主脚の型式に応じ、当該各号に定める換算係数を乗じて算出するものとする。</u></p> <p><u>(1) 主脚が単車輪の場合 0.45</u></p> <p><u>(2) 主脚が複車輪の場合 0.35</u></p> <p><u>(3) 主脚が複複車輪の場合 0.22</u></p> <p><u>3 知事が第1項ただし書の規定により許可をする場合は、空港施設の状況、使用頻度等を考慮し、空港施設が当該航空機の安全離着陸に耐え得るかどうかを確認しなければならない。</u></p>	<p>(重量制限)</p> <p>第4条 前条の規定により空港施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、<u>航空機等級番号（国際民間航空条約の附属書14に規定する航空機等級番号をいう。）が68を超える航空機を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 知事が前項ただし書の規定により許可をする場合は、空港施設の状況、使用頻度等を考慮し、空港施設が当該航空機の安全離着陸に耐え得るかどうかを確認しなければならない。</u></p>																		
別表第2（第18条関係）	別表第2（第18条関係）																		
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="103 1197 716 1252">区 分</th><th data-bbox="716 1197 1115 1252">金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="103 1252 716 1300">[略]</td><td data-bbox="716 1252 1115 1300"></td></tr><tr><td data-bbox="103 1300 716 1444">建物占用料</td><td data-bbox="716 1300 1115 1444"><u>1月までごとに1平方メートルまでごとに300円</u></td></tr></tbody></table>	区 分	金 額	[略]		建物占用料	<u>1月までごとに1平方メートルまでごとに300円</u>	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1115 1197 1724 1252">区 分</th><th data-bbox="1724 1197 2112 1252">金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1115 1252 1724 1300">[略]</td><td data-bbox="1724 1252 2112 1300"></td></tr><tr><td data-bbox="1115 1300 1724 1444">建物占用料</td><td data-bbox="1724 1300 2112 1444"><table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1115 1300 1254 1348">航空旅客</th><th data-bbox="1254 1300 1724 1348">旅客の取扱いの目的で常時占有する場合</th><th data-bbox="1724 1300 2112 1348">1月までごとに1平方メートルまでごとに2,750円</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1115 1348 1254 1396">取扱施設</td><td data-bbox="1254 1348 1724 1396">旅客の取扱いの目的で搭</td><td data-bbox="1724 1348 2112 1396">1回につき5,390円</td></tr></tbody></table></td></tr></tbody></table>	区 分	金 額	[略]		建物占用料	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1115 1300 1254 1348">航空旅客</th><th data-bbox="1254 1300 1724 1348">旅客の取扱いの目的で常時占有する場合</th><th data-bbox="1724 1300 2112 1348">1月までごとに1平方メートルまでごとに2,750円</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1115 1348 1254 1396">取扱施設</td><td data-bbox="1254 1348 1724 1396">旅客の取扱いの目的で搭</td><td data-bbox="1724 1348 2112 1396">1回につき5,390円</td></tr></tbody></table>	航空旅客	旅客の取扱いの目的で常時占有する場合	1月までごとに1平方メートルまでごとに2,750円	取扱施設	旅客の取扱いの目的で搭	1回につき5,390円
区 分	金 額																		
[略]																			
建物占用料	<u>1月までごとに1平方メートルまでごとに300円</u>																		
区 分	金 額																		
[略]																			
建物占用料	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1115 1300 1254 1348">航空旅客</th><th data-bbox="1254 1300 1724 1348">旅客の取扱いの目的で常時占有する場合</th><th data-bbox="1724 1300 2112 1348">1月までごとに1平方メートルまでごとに2,750円</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1115 1348 1254 1396">取扱施設</td><td data-bbox="1254 1348 1724 1396">旅客の取扱いの目的で搭</td><td data-bbox="1724 1348 2112 1396">1回につき5,390円</td></tr></tbody></table>	航空旅客	旅客の取扱いの目的で常時占有する場合	1月までごとに1平方メートルまでごとに2,750円	取扱施設	旅客の取扱いの目的で搭	1回につき5,390円												
航空旅客	旅客の取扱いの目的で常時占有する場合	1月までごとに1平方メートルまでごとに2,750円																	
取扱施設	旅客の取扱いの目的で搭	1回につき5,390円																	

--	--

備考 支柱又は支線は、1本とみなす。

	<u>乗の手續から航空機が離陸するまでの間に限り使用する場合</u>
	<u>旅客の取扱い以外の目的で占有する場合</u>
	1日までごとに1平方メートルまでごとに100円
	<u>その他の建物</u>
	1月までごとに1平方メートルまでごとに300円

備考1 支柱又は支線は、1本とみなす。

- 2 航空旅客取扱施設を旅客の取扱いの目的で常時占有する者が電氣を使用した場合の建物占有料の額は、この表により計算した額に実費を基準として知事が定める額を加算した額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成23年7月28日から施行する。